

公園駐車場使用料等の障がい者減免取扱要領

1 趣旨

この要領は、公園駐車場使用料及び利用料金の障がい者減免について、公園駐車場使用料等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定する使用料等減免に関し、5割減免のサービス券交付に必要な事項を定めるものとする。

2 芥川緑地駐車場

上記施設については、駐車場管理者が常駐していることから、要綱に定められた減免対象となる者（以下、「減免対象者」という。）が利用当日に各施設窓口にて必要な証明書類を提示し、駐車場管理者が受付簿に必要事項を記載のうえ、サービス券を交付する。

なお、必要事項とは次にあげるものをいう。

（１）交付日

（２）利用場所

3 萩谷総合公園駐車場、古曽部防災公園駐車場

上記施設については、減免対象者が出庫時に駐車場料金精算機に設置された遠隔操作監視カメラに必要な証明書類を提示し、駐車場管理受託者職員が受付簿に必要事項を記載のうえ、遠隔操作により精算機の減免処理操作を行う。なお、必要事項とは２と同様の事項とする。

4 安満遺跡公園駐車場

上記施設については、駐車場管理者が常駐している時間帯は、減免対象者が出庫前に公園事務室にて必要な証明書類を提示し、駐車場管理者が受付簿に必要事項を記載のうえ、サービス券を交付する。また、夜間、休日など駐車場管理者が常駐していない時間帯は、減免対象者が出庫時に駐車場料金精算機に設置された遠隔操作監視カメラに必要な証明書類を提示し、駐車場管理受託者職員が受付簿に必要事項を記載のうえ、遠隔操作により精算機の減免処理操作を行う。なお、必要事項とは２と同様の事項とする。

5 大会等の利用者について

上記各施設の利用について、障がい者団体が主催する大会等で事前に打ち合わせが行われる場合に、大会等の当日に参加する障がい者が乗車する車の台数について確認できる場合には必要枚数を交付する。

なお、大会等終了後に利用枚数を報告するとともに、残余分のサービス券については返却すること。

6 使用料等の還付について

高槻市都市公園条例第１９条に基づき、既納の使用料等は還付しない。

（事後精算は、行わない。）

附 則

この要領は平成２４年７月１日から実施する。

附 則

この要領は平成 31 年 3 月 23 日から実施する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 14 日から実施する。